平成２２年（フ）第４７６号
大分市牧２丁目14番１号
債務者　田村紀久子
１　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４０３号
宮崎市大王町49番地　ハウスローザ205号
債務者　川越　亮裕
１　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４１１号
宮崎市曽師町117番地３
債務者　上村　聖子
１　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４８号
宮崎県日南市木山３丁目２番22号
債務者　北岡佐和子
１　決定年月日時　平成22年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第１９４号
宮崎県都城市郡元町2916番地43
債務者　黒葛原味希子
１　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２０１号
宮崎県都城市菖蒲原町33号15番地
債務者　吉田　仁子
１　決定年月日時　平成22年９月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第６７号
鹿児島県大島郡龍郷町浦365番地
債務者　惠　　義弘
１　決定年月日時　平成22年９月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第２３３号
青森県八戸市江陽２丁目８番24号　沢野アパート２号、前住所青森県八戸市江陽２丁目13番16号　早狩荘Ｅ号室
債務者　田村美代子
１　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
宮城県加美郡色麻町高城字新沼袋35番地１
債務者　三浦　博美
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２０９号
宮城県大崎市田尻沼部字加良屋敷22―１、住民票上の住所宮城県遠田郡涌谷町字名鰭22番地
債務者　廣瀬　　毅
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１１２号
茨城県神栖市鰐川352―５　第23平成コーポＣ102号、住民票上の住所茨城県神栖市下幡木905番地１
債務者　石津　由美
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１１５号
茨城県潮来市潮来58番地
債務者　高須　　聡
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１１９号
茨城県神栖市大野原７丁目５番57―203号　コスモシティー大野原Ｂ
債務者　山川　信之
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１２２号
茨城県潮来市日の出８丁目30番地１
債務者　錦織　明美
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１２４号
茨城県神栖市深芝南２丁目11番地１　ロイヤルプラザ神栖405
債務者　片平　修一
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１５３号
長野県下高井郡山ノ内町大字佐野2116番地２
債務者　村上ジャトゥポーン
１　決定年月日時　平成22年９月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６３号
長野市大字三才445番地１　三才パレスＢ202号、前住所長野市豊野町蟹沢2876番地
債務者　溝口みゆき
１　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
長野地方裁判所民事部破産係